

ユニバーサルデザインの推進 に関する政策提言

平成30年12月

茅ヶ崎市議会 都市建設常任委員会

目 次

1. はじめに	P 1
2. バリアフリーからユニバーサルデザインへ	P 2
3. ユニバーサルデザインに関する動向	P 4
4. 先進事例の研究結果	P 4
5. 障害者団体及び設計事業者との意見交換会	P 5
6. 調査研究の経過	P 8
7. 政策提言	P 10

1. はじめに

茅ヶ崎市は、海・川・里山など自然環境に恵まれ、人々が行きかい、自然と共生する便利で快適なまちづくりを推進している。また、市民生活の利便性を高める都市拠点の整備や公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指している。

今日においては、社会的背景として少子高齢化・国際化の進展・共同参画社会の希求・ユニバーサルデザインの考え方の重要性の認識があり、また、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催ほか、社会情勢の変化により誰もが安心して快適に過ごせるユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが求められている。

本市においても、「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」のなかで、公共交通や道路等の都市基盤、建築物や商店街等の生活基盤と併せて、高齢者、障害者等の移動等の困難を自らの問題として理解し、バリアをなくすことを目指す「心のバリアフリー」の重要性について述べている。

以上のことに鑑み、都市建設常任委員会は今回の政策提言のテーマを「ユニバーサルデザインの推進」とすることに決定した。

2. バリアフリーからユニバーサルデザインへ

特定の障害者や高齢者などの特別な人への配慮という観点ではなく、老若男女問わず全ての人が利用可能な都市デザインが求められる。

既存の茅ヶ崎市バリアフリー基本構想を引き継ぎ、さらに発展させる形で、茅ヶ崎市におけるユニバーサルデザインの推進について方針を打ち出し、全ての人にやさしいまちづくりを目指す。

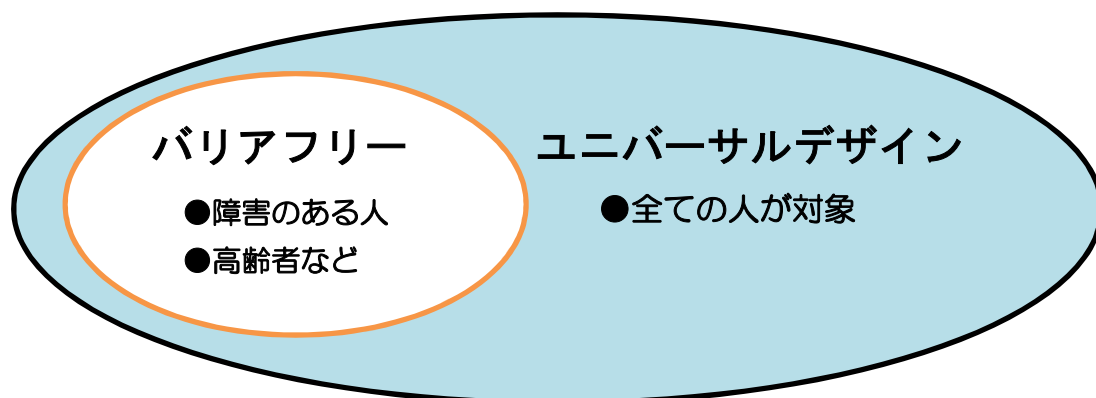
●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人が対象であり、安心して快適に利用できるように「環境や建物、空間、製品」などを市民生活の中に取り入れてデザインしていく考え方。

●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

【ユニバーサルデザインとバリアフリーの関係】



ユニバーサルデザインの7原則			
①公平性 誰でも同じ手段・方法で使えること	 (例：エレベーターは車イスでも利用できる)	⑤安全性 うっかりミスや危険につながらないこと	 (例：電子レンジは途中で開けても自動的に止まる)
②自由性 自分に使いやすい方法を選べること	 (例：使いやすい高さの手すりを選べる)	⑥省体力 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること	 (例：センサー式の水栓は力の弱い人でも利用できる)
③単純性 使い方が簡単で直感的に分かること	 (例：単純で分かりやすい操作パネル)	⑦空間性 使いやすい寸法・空間があること	 (例：多機能トイレは、車イスで利用できる広い空間を確保している)
④明確さ 必要な情報がすぐに分かること	 (例：ピクトグラムは子どもや外国人にも伝わりやすい)		

3. ユニバーサルデザインに関する動向

国の動き

- 平成6年 「ハートビル法」(※1) 施行
- 平成12年 「交通バリアフリー法」(※2) 施行
- 平成17年 「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定
- 平成18年 「バリアフリー新法」(※3) 施行
- 平成20年 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」策定
- 平成25年 2020夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定
- 平成29年 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」策定

※1 ハートビル法：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年6月29日法律第44号）

※2 交通バリアフリー法：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年5月17日法律第68号）

※3 バリアフリー新法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）

県の動き

- 平成8年 「福祉の街づくり条例」施行
- 平成20年 「ユニバーサルデザイン推進指針」策定
- 平成21年 「みんなのバリアフリー街づくり条例」施行

市の動き

- 平成27年 「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想」策定

4. 先進事例の研究結果

①浜松市

- ・全国初となるユニバーサルデザイン条例を施行
- ・UDブロック等の独自開発
- ・市役所の庁内各課にユニバーサルデザイン推進員を配置
- ・心のユニバーサル教育の導入

②豊田市

- ・豊田市駅周辺ユニバーサルデザイン基本構想
- ・豊田市駅周辺ユニバーサルデザイン特定事業計画
- ・梅坪駅周辺ユニバーサルデザイン基本構想
- ・梅坪駅周辺ユニバーサルデザイン特定事業計画

③新宿区

- ・ユニバーサルデザインまちづくりガイドライン
- ・区民ワークショップによるガイドブック作成
- ・新宿ターミナル協議会（２０２０オリンピックを見据え、補助金を活用した新宿駅エリアの整備事業）

④世田谷区

- ・ユニバーサルデザイン推進条例
- ・ユニバーサルデザイン推進計画（バリアフリー世田谷プラン２１を引き継ぎ、発展）
- ・ユニバーサルデザイン推進のための２８事業
- ・ユニバーサルデザイン検討会の設置、ユニバーサルデザインアドバイザー創設
- ・区民参加によるワークショップ開催

⑤堺市

- ・ユニバーサルデザインガイドライン
- ・庁舎サイン計画検討会
- ・市職員がメンバーによるユニバーサルデザイン化推進ワーキング

⑥京都市

- ・みやこユニバーサルデザイン推進条例
- ・みやこユニバーサルデザイン推進指針
- ・みやこユニバーサルデザイン審議会の設置・運営

５．障害者団体および設計事業者との意見交換会

①障害者団体との意見交換会（平成３０年１月３０日）

バリアフリーやユニバーサルデザインという観点から、外出時の交通移動や施設利用において、ハンディキャップのある障害者の方々が感じる不便な点について、その理解を深めるために、障害者団体との意見交換会を実施した。参加団体は、NPO 法人茅ヶ崎市身体障害者福祉協会、茅ヶ崎手をつなぐ育成会、茅ヶ崎市自閉症児・者親の会、茅ヶ崎市視覚

障害者福祉協会、地域生活支援センター元町の家、茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会、茅ヶ崎市聴覚障害者協会の7団体で、意見交換会の中で出た主な意見は次のとおり。

- ・ 障害によって様々なケースが考えられる。

（例）視覚障害者のための点字ブロックが車イス利用者にとっては段差となってしまう。

- ・ まちに潜むバリア

（例）聴覚障害のある人にとって、インターホンのみの案内や電車内の案内放送は届かない。

- ・ みんなのトイレの課題

（例）障害というと車イスのイメージがあるためか、内部障害・精神障害・知的障害等の外見から見えない障害をもつ人が利用することへの無理解による心無い言動があった。

（例）誰でも利用できるため、そのトイレを真に必要としている人が使えないことがある。



意見交換会の結果、ハード（設備）面についての様々な意見もあったが、障害への理解や人の対応など、基本となるのは心のバリアフリーであることが共通して認識された。

ハード（設備）面については、道路の段差や駅舎の構造、公共トイレの仕様など、不便な点をあげるときりがないが、ユニバーサルデザインの良いアイデアを積み重ねて、再開発や改修などのきっかけがあったときに、タイミングをみて取り入れ、少しずつ町のなかにユニバーサルデザインを浸透させるべきであるとする。

②湘南設計監理協会との意見交換会（平成30年5月28日）

作り手（設計側）の立場の方から、ユニバーサルデザインの推進についての意見を聴取するため、茅ヶ崎市内の建築設計事業者により構成される湘南設計監理協会と意見交換会を実施した。参加事業者は、正会員である中野設計工務株式会社（会長）、株式会社洋建築企画（副会長）、株式会社岸設計、株式会社湘南ツール工房、株式会社建築設計、株式会社ヨシオカ設計の6社および賛助会員4社であり、意見交換会の中で出た主な意見は次のとおり。



- ・ユニバーサルデザインの設計に対する補助制度はなく、設計の中にユニバーサルデザインを取り入れればコストが上がることが多い。また、例えば建物の入口の段差をなくしてフラットにすると砂埃が入りやすくなるなど、デメリットもあるので、発注者側のコスト意識やユニバーサルデザインに対する価値観によるところが大きい。
- ・設計する側としては、設計事例などから、様々なユニバーサルデザイン整備の提案をすることはできるが、何を取り入れるか取捨選択をし、最後に決定するのは発注者なので、発注する側がしっかりユニバーサルデザインの考え方を持って設計段階から柔軟に対応できることが重要である。
- ・設備で不足する部分を、人の対応でどのようにカバーできるか、職員や市民、事業者がユニバーサルデザインを理解し、ハンデのある人に思いやりを持って接することが重要である。

意見交換会の結果、発注する側がユニバーサルデザインの正しい考え方を持って対応することが重要であり、ハンデのある人に対する理解や思いやりが必要であることが分かった。

6. 調査研究の経過

都市建設常任委員会では、政策提言に向けて、次のように調査研究活動に取り組んできた。

日にち	活 動	内 容
平成 29 年 6 月 22 日	都市建設常任委員会を開催 (委員間での政策討議)	調査・研究テーマの決定
6 月 22 日	行政との意見聴取・意見交換を実施	都市政策課と本市の状況についてヒアリング及び 意見交換
6 月 29 日	都市建設常任委員会打合せを実施	政策提言のスケジュールや先進事例の調査研究方 法について協議
7 月 18 日	都市建設常任委員会打合せを実施	茅ヶ崎市の課題や目指すべき都市のあり方につ いて協議
8 月 24 日	都市建設常任委員会を開催 (委員間での政策討議)	各委員が調査した先進事例について発表
9 月 6 日	都市建設常任委員会を開催 (委員間での政策討議)	先進事例の調査研究について、視察先を浜松市、 豊田市、新宿区に決定
10 月 24 日	都市建設常任委員会打合せを実施	先進事例の調査研究について協議
10 月 31 日	静岡県浜松市を行政視察	テーマ：ユニバーサルデザインの推進について
11 月 1 日	愛知県豊田市を行政視察	テーマ：ユニバーサルデザイン基本構想について
11 月 7 日	東京都新宿区を行政視察	テーマ：ユニバーサルデザインのまちづくりにつ いて
11 月 14 日	行政との意見聴取・意見交換を実施	都市政策課・景観みどり課と本市の状況について ヒアリング及び意見交換
11 月 22 日	都市建設常任委員会打合せを実施	障害者団体との意見交換会について協議
11 月 30 日	都市建設常任委員会打合せを実施	障害者団体との意見交換会について協議
12 月 7 日	都市建設常任委員会を開催 (委員間での政策討議)	障害者団体との意見交換会および全員協議会にお ける中間報告について討議
12 月 15 日	都市建設常任委員会打合せを実施	障害者団体との意見交換会について協議
平成 30 年 1 月 9 日	都市建設常任委員会打合せを実施	障害者団体との意見交換会および今後の進め方につ いて協議
1 月 26 日	全員協議会を開催	全議員へ向けた政策討議の中間報告を実施

日にち	活 動	内 容
1 月 30 日	障害者団体との意見交換会を開催	バリアフリー、ユニバーサルデザインについて意見交換
2 月 5 日	都市建設常任委員会を開催 (委員間での政策討議)	障害者団体との意見交換会の結果及び今後の方針について討議
3 月 22 日	都市建設常任委員会打合せを実施	今後の方針について協議
4 月 11 日	都市建設常任委員会を開催 (委員間での政策討議)	今後の方針について討議
4 月 26 日	都市建設常任委員会打合せを実施	世田谷区への視察、湘南設計監理協会との意見交換会について協議
5 月 21 日	都市建設常任委員会打合せを実施	世田谷区への視察、湘南設計監理協会との意見交換会について協議
5 月 28 日	湘南設計監理協会との意見交換会を開催	ユニバーサルデザインについて意見交換
5 月 29 日	東京都世田谷区を行政視察	テーマ：ユニバーサルデザインの推進について
6 月 13 日	都市建設常任委員会打合せを実施	京都市及び堺市への視察について協議
6 月 25 日	都市建設常任委員会を開催 (委員間での政策討議)	今後の方針及び京都市並びに堺市への視察について討議
8 月 17 日	都市建設常任委員会打合せを実施	提言書のとりまとめについて協議
9 月 14 日	都市建設常任委員会打合せを実施	湘南設計監理協会研修会及び提言書のとりまとめについて協議
9 月 21 日	都市建設常任委員会を開催 (委員間での政策討議)	湘南設計監理協会研修会及び提言書のとりまとめについて討議
10 月 17 日	都市建設常任委員会打合せを実施	提言書のとりまとめについて協議
10 月 17 日	湘南設計監理協会研修会に出席	テーマ：ユニバーサルデザインの現状と将来への取り組み 講師：東洋大学教授 高橋儀平氏による
11 月 2 日	都市建設常任委員会打合せを実施	提言書のとりまとめについて協議
11 月 5 日	都市建設常任委員会を開催 (委員間での政策討議)	提言書のとりまとめについて討議
11 月 19 日	全員協議会を開催	全議員へ政策提言（素案）の説明及び意見交換
11 月 19 日	政策提言を議長へ報告	

7. 政策提言

1. ユニバーサルデザイン推進条例（理念条例）策定の検討

（１）条例化にあたって

本委員会において先進事例を調査研究したところ、自治体におけるユニバーサルデザインの推進手法は様々であり、基本的な考え方を示すものとして、「ユニバーサルデザイン推進条例」、「ユニバーサルデザイン推進指針」、「ユニバーサルデザイン推進ガイドライン」などを策定している自治体や、特定エリアにおける「ユニバーサルデザイン基本構想」を策定し、重点的に道路や駅周辺等の整備にユニバーサルデザインを取り入れているケースがあった。

まずは、「ユニバーサルデザイン推進指針」を策定する考えもあったが、検討を重ねた結果、本委員会としては、条例を策定し、目的や基本理念等を定め、市、市民、事業者のそれぞれの責務や役割を明らかにすることにより、協働でユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、より広く周知・浸透の効果も期待できると考え、ここにユニバーサルデザイン推進条例策定の検討を行うことを提言する。

（２）ユニバーサルデザイン推進の方向性

障害者、高齢者、外国人、乳幼児を連れた人、子ども、といった市民誰もが、自由に行動し、社会活動に参画できるまちづくりをめざす。各部署において個別にユニバーサルデザインの考え方を取り入れてはいるものの、全市的な取り組みに至っていないため、都市建設に関する施策はもとより教育施策や福祉施策も巻き込み、包括的にユニバーサルデザインのまちづくりを進める仕組みを構築する。

2. 総合計画策定に向けての検討

（１）推進体制の構築

どの部署においても、全ての人にやさしいというユニバーサルデザインの考え方に基づき事業を展開することを大前提として、次期総合計画に反映させる。また、ユニバーサルデザインの観点からのPDCAサイクルを確立するため、次期実施計画を策定するときには、それぞれの事業が、ユニバーサルデザインに基づいて実施されているかを検証し、見直しを行う仕組みの構築を図る。

（２）全ての職員がユニバーサルデザインの考え方を理解する

ユニバーサルデザインにあふれる市行政を推進していくために、まず、市職員一人ひとりが、ユニバーサルデザインの考え方を正しく理解することが重要であり、日々の業務に生かしていくことができるよう、ユニバーサルデザインに関する意識の向上を図る。

〈取組の方向性〉

- ①学ぶ機会の充実
- ②取組事例の共有化
- ③マニュアルや指針等の作成

（３）全てのひとにやさしい情報・サービスを提供する

全ての市民が、それぞれの必要とする行政情報を簡単に得ることができるよう、様々な媒体の活用や、情報内容についてすぐに理解できるよう、分かりやすい情報の発信・提供に心がけ、公共施設での案内や窓口での手続きなどについては、様々な利用者の状態を考慮した、分かりやすく、利用しやすい行政サービスを提供する。

〈取組の方向性〉

- ①受け手に配慮した案内やデザイン、文字の使用、色使い、伝達手段
- ②利用しやすい行政サービス

（４）全てのひとにやさしいまちづくりを進める

まち全体を一体的・連続的に捉え、環境整備に努めることにより、全ての人々にやさしいまちづくりを進め、公共施設を新設・改修する際には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえるとともに、様々な利用者の意見等を取り入れるよう努める。

また、環境整備に当たっては、全国画一的なデザインを目指すのではなく、実際に利用する人の特性を十分把握した上で、地域性に配慮したデザインを目指す。

〈取組の方向性〉

- ①公共施設における配慮
- ②市民や事業者に対する取組の支援
- ③訪れる人の視線
- ④心のバリアフリー

（５）全てのひとにユニバーサルデザインの考え方を広める

市が率先して、ユニバーサルデザインの推進に積極的に取り組み、その事例や情報などを広く発信・PRするとともに、ユニバーサルデザインの考え方や必要性などについて周知することにより、市民や事業者などにおけるユニバーサルデザインに関する理解や取組の促進を図る。

〈取組の方向性〉

- ①ユニバーサルデザインを知る機会の充実
- ②学校教育における取組
- ③市民や事業者に対する取り組みの支援